

業債第7号（例）
2025年2月20日

代理店引受金融機関本部 御中
代 理 店

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」の一部改正等に関する件

長期未払印鑑票等（記名国債証券（消滅時効が適用されるものを除きます。）のうち、最終支払期日到来後20年以上経過後も、その利賦札の全部または一部について未だ支払がなされていないものにかかる印鑑票または氏名等届出書をいいます。）のうち、機械化分の記名国債証券にかかるものについて、証券類として所定の期間保管した後に廃棄する扱いに見直すこととし、これに伴い、または規程整備の観点から、標記手続（平成5年12月17日付業債第10号別冊）の一部を別紙1のとおり改正し、2025年2月28日から実施するとともに、別紙2のとおり移行措置を講ずることとしましたので、通知します。

なお、代理店から日本銀行本店に移管のうえ保管している長期未払印鑑票等（機械化分）（滅紛失元利金支払通知書を添付したものを除きます。）については、日本銀行本店において2025年2月28日をもって用済分として整理しますので、併せて通知します。

以 上

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」中一部改正

- 第 7 編目次を横線のとおり改める。

目 次

7 0 0 略（不変）

7 1 0 略（不変）

7 2 0 略（不変）

7 3 0 削除長期未払印鑑票等の取扱い

7 3 1 長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

7 3 2 長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店移管等にかかる

取扱い

（参考）最終支払期日から 2 0 年以上経過した記名国債証券一覧

7 4 0 略（不変）

以下略（不変）

○ 111の表を横線のとおり改める。

事務の種類	取扱機関	日本銀行 本店・支店	代理店	国債代理 店・国債 復代理店	国債元金支払取扱店	
					在日外国 銀行等	金融商品 取引業者等
略（不変）						
(2) その他						
●印鑑票または氏名等届出書の更新		△	△	△※5	×	×
●印鑑票または氏名等届出書の再製		▲△	▲△	▲△	×	×
●発行取消に関する支払済証明書の発行		▲	▲	▲	×	×

以下略（不変）

○ 120中**利賦札と証券類**の**機械化以外分の国債名称**の次に次の**長期未払印鑑票等**を加える。

長期未払印鑑票等

（長期未払印鑑票等（機械化分））

（長期未払印鑑票（機械化以外分））

記名国債証券（消滅時効が適用されるものを除く。）のうち、最終支払期日到来後20年以上経過後も、その利賦札の全部または一部について未だ支払がなされていないものにかかる印鑑票または氏名等届出書を「長期未払印鑑票等」という。

このうち、機械化分の記名国債証券にかかる印鑑票または氏名等届出書（一度用済整理されたのちに再製されたものを除く。）を「長期未払印鑑票等（機械化分）」といい、機械化以外分の記名国債証券にかかる印鑑票を「長期未払印鑑票（機械化以外分）」という。

⇒ 長期未払印鑑票等については、730 長期未払印鑑票等の取扱い参照

○ 130の表を横線のとおり改める。

書式 No. (用紙寸法)	名 称	記載例の 主要掲載 個所	略 称	保管期間
∫ 略 (不変) ∫				
——	記名国債証券印鑑票 (国債名称ごとに書式が定められている。)	3 1 1	印鑑票	—— 〔長期未払印 鑑票等 (機 械化分) に 該当する場 合に限り用 済整理後 1 年〕
——	氏名等届出書 (国債名称ごとに書式が定められている。)	3 1 1	——	—— 〔長期未払印 鑑票等 (機 械化分) に 該当する場 合に限り用 済整理後 1 年〕
——	交付内訳書 (国債名称ごとに書式が定められている。)	3 1 1	——	10年
——	{ 交付通知書 (受取人明細表を含む) 領 収 証 (交付通知書) (国債名称ごとに書式が定められている。)	3 1 1	}	}
——		裁 (認) 定通知書 (国債名称ごとに書式が定められている。)		
∫ 略 (不変) ∫				
301 (A5)	国債元利金送金請求書	7 2 0	送金請求書	5 年
——	<u>長期未払印鑑票の移管届</u>	<u>7 3 2</u>	<u>移管届</u>	——
∫ 略 (不変) ∫				

以下略 (不変)

- 231④の次に次の⑤を加える。

長期未払印鑑票等に該当する場合だけ⑤

⑤用済整理等

- 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当することになった場合には、731により取扱う。
- 自店備付けの印鑑票が長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当するときは、732により取扱うことができる。

- 232-1①を横線のとおり改める。

事務手順	取扱要領
①受付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元金金の支払請求を受けたときは、自店備付けの記名国債証券印鑑票からその記名者分を抜き出す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>∫ 略（不変） ∫</p> <p>∫ 略（不変） ∫</p> </div> <p><u>* 印鑑票が長期未払印鑑票等に該当する場合には、特殊事例731または732を参照のうえ取扱うこと。</u></p>

以下略（不変）

○ 232-2①を横線のとおり改める。

事務手順	取扱要領
①受付	<p>○ 元金の支払請求を受けたときは、本人確認書類を呈示させ、自店備付けの氏名等届出書からその記名者分を抜き出す。</p> <p>⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項</p> <p>* <u>氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、特殊事例731を参照のうえ取扱うこと。</u></p>

以下略（不変）

○ 412①を横線のとおり改める。

事務手順	取扱要領
① 取戻すとき	○ 略（不変） * 略（不変） * <u>取戻す該当の印鑑票が日本銀行本店で保管するに移管した長期未払印鑑票（記名国債証券のうち、最終支払期日到来後20年以上経過後も、その利賦札の全部または一部について未だ支払がなされていないものにかかる印鑑票をいう。以下同じ。）（機械化以外分）</u> であるときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。 <u>⇒特殊事例732参照・長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店移管等にかかる取扱い</u>

以下略（不変）

○ 412②を横線のとおり改める。

②取戻通知を受け
たとき

○ 他店から印鑑票等取戻通知書の送付を受けたときは、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書から該当分を抜き出し、現在枚数から払出したうえ、速やかに取戻通知元へ送付する。

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 該当の印鑑票が日本銀行本店に移管した長期未払印鑑票（機械化以外分）であるときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。

⇒ 特殊事例732参照・長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店移管等にかかる取扱い

∫

略（不変）

∫

以下略（不変）

○ 4 2 1 あらまし 1. を横線のとおり改める。

あらまし

1. 支払場所を他店から自店に変更のとき（自店が請求を受けたときの例）

* 点線はゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店受付分の流れ。

∫
略（不変）
∫

● 略（不変）
⇒ 略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

● 印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）であるときは、旧支払場所から取戻しを行わず、自店で印鑑票等の再製手続きを行う。

⇒ 特殊事例 7 3 1 参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

● 略（不変）

* 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

● 取戻す印鑑票が日本銀行本店で保管する長期未払印鑑票であるときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。

⇒ 長期未払印鑑票については、4 1 2 ①参照

○ 4 2 1 あらまし 2. を横線のとおり改める。

2. 支払場所を自店から他店に変更のとき（自店が請求を受けたときの例）

* 点線はゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店受付分の流れ。

∫
略（不変）
∫

● 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

● 印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）であるときは、印鑑票等の再製手続きを行う。

⇒ 特殊事例 7 3 1 参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

● 印鑑票が日本銀行本店で保管する長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当するときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。

⇒ 特殊事例 7 3 2 参照・長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店移管等にかかる取扱い

以下略（不変）

○ 421-1-1①を横線のとおり改める。

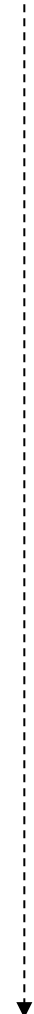
① 受付

	∫ 略(不変) ∫
	○ 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。 * <u>印鑑票が長期未払印鑑票等に該当するときは、特殊事例731または732を参照のうえ取扱うこと。</u>

○ 421-1-1④を横線のとおり改める。

④ 印鑑票の取戻しなど

○ 旧支払場所から印鑑票を取戻す。 <u>ただし、当該印鑑票が長期未払印鑑票等(機械化分)であるときは、旧支払場所から取戻しを行わず、自店で再製手続きを行う。</u> ⇒ 略(不変) * 略(不変) ⇒ 略(不変) ⇒ <u>特殊事例731参照・長期未払印鑑票等(機械化分)の取扱い</u>
○ 略(不変) * 略(不変) * <u>印鑑票が長期未払印鑑票等(機械化分)に該当し、印鑑票の再製手続きを行った場合には、請求書の処理欄に「再製確認依頼日付」と記載し、その日付を表示する。</u>



○ 421-1-1⑥を横線のとおり改める。

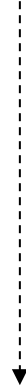
⑥印鑑票との照合確認など

○ 略（不変）

* 略（不変）

* 印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当し、印鑑票の再製手続きを行った場合には、請求書の処理欄に「再製確認済の印鑑票の受領日付」と記載し、その日付を表示する。

∫
略（不変）
∫



○ 421-1-2①を横線のとおり改める。

①受付

∫
略（不変）

∫

○ 自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。

* 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、特殊事例731を参照のうえ取扱うこと。

○ 421-1-2④を横線のとおり改める。

④氏名等届出書の取
戻しなど

○ 旧支払場所から氏名等届出書を取戻す。ただし、当該氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）であるときは、旧支払場所から取戻しを行わず、自店で再製手続きを行う。

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

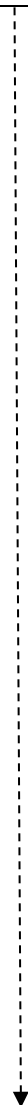
⇒ 略（不変）

⇒ 特殊事例731参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

○ 略（不変）

* 略（不変）

* 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当し、氏名等届出書の再製手続きを行った場合には、請求書の処理欄に「再製確認依頼日付」と記載し、その日付を表示する。



○ 421-1-2⑥を横線のとおり改める。

⑥氏名等届出書との
照合確認など

- 略（不変）
- * 略（不変）
- * 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当し、氏名等届出書の再製手続きを行った場合には、請求書の処理欄に「再製確認済の氏名等届出書の受領日付」と記載し、その日付を表示する。

以下略（不変）

○ 421-2-1②を横線のとおり改める。

②支払場所が他店に
なるとき

自店 → 他店
(受付店)

- 略（不変）
- ⇒ 略（不変）
- * 略（不変）
- ⇒ 略（不変）
- ⇒ 412の2②参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）
- * 取戻通知書に記載された印鑑票が、日本銀行本店に移管した長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当する場合には、特殊事例732を参照のうえ取扱うこと。

以下略（不変）

○ 422-1-1①を横線のとおり改める。

事務手順	取扱要領
①受付	<p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p> <p>○ 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。 ● <u>印鑑票が長期未払印鑑票等に該当する場合には、特殊事例731または732を参照のうえ取扱うこと。</u></p>

以下略（不変）

○ 422-1-2①を横線のとおり改める。

事務手順	取扱要領
①受付	<p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p> <p>○ 自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。 ● <u>氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、特殊事例731を参照のうえ取扱うこと。</u></p>

以下略（不変）

○ 423-1-1①を横線のとおり改める。

事務手順	取扱要領
①受付	<p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p> <p>○ 自店を支払場所とするものについては、自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。 ● <u>該当の印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、他店を支払場所とするものであっても自店において印鑑票を再製する。この場合、業務局への再製確認依頼を後記⑤のタイミングとすることによい。</u> ● <u>該当の印鑑票が日本銀行本店に移管済みの長期未払印</u></p>

鑑票（機械化以外分）に該当する場合には、特殊事例7
32を参照のうえ取扱うこと。

以下略（不変）

○ 423-1-1②を横線のとおり改める。

②印鑑票の取戻し

○ 他店を支払場所とするもの（該当の印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合を除く。）について届出を受けたときは、滅紛失届の記載事項を確認のうえ、支払場所から速やかに印鑑票を取戻す。

この場合、後記④の滅紛失届（写）を作成し、その処理欄に「印鑑票等取戻通知書送付日付」を表示する。

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

○ 423-1-2①を横線のとおり改める。

事務手順	取扱要領
①受付	<p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p> <p>○ 自店を支払場所とするものについては、自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。</p> <p>● <u>該当の氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、他店を支払場所とするものであっても自店において氏名等届出書を再製する。この場合、業務局への再製確認依頼を後記⑤のタイミングとすること</u>でよい。</p> <p>● 略（不変）</p>

○ 423-1-2②を横線のとおり改める。

②氏名等届出書の取戻し

○ 他店を支払場所とするもの（該当の氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合を除く。）について届出を受けたときは、滅紛失届の記載事項を確認のうえ、支払場所から速やかに氏名等届出書を取戻す。

この場合、後記④の滅紛失届（写）を作成し、その処理欄に「印鑑票等取戻通知書送付日付」を表示する。

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

○ 424-1①を横線のとおり改める。

事務手順	取 扱 要 領
①受付	<p style="text-align: center;">↓ 略（不変） ↓</p> <p>○ 自店を支払場所とするものときは、自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。</p> <p>● <u>該当の印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、他店を支払場所とするものであっても自店において印鑑票を再製する。この場合、業務局への再製確認依頼を後記⑧のタイミングとすることによい。</u></p> <p>● <u>該当の印鑑票が日本銀行本店に移管済みの長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当する場合には、特殊事例732を参照のうえ取扱うこと。</u></p>

○ 424-1⑤を横線のとおり改める。

⑤印鑑票の取戻し

○ 支払場所から印鑑票を取戻す（該当の印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合を除く。）。

⇒ 略（不変）

○ 424-2①を横線のとおり改める。

事務手順	取扱要領
①受付	<p style="text-align: center;">↓ 略（不変） ↓</p> <p>○ 自店を支払場所とするものときは、自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。</p> <p>● <u>該当の氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、他店を支払場所とするものであっても自店において氏名等届出書を再製する。この場合、業務局への再製確認依頼を後記⑧のタイミングとすることによい。</u></p>

○ 424-2⑤を横線のとおり改める。

⑤氏名等届出書の
取戻し

○ 支払場所から氏名等届出書を取戻す（該当の氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合を除く。）。

⇒ 略（不変）

○ 425を横線のとおり改める。

425 改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ）

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・429同時請求の取扱い 参照

* 改印の届出を受けた証券の印鑑票を滅紛失または汚染き損したときまたは当該印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当するときは、本項目によらず、印鑑票の再製手続のみ行う。

⇒ 印鑑票・氏名等届出書の更新と再製・428参照

⇒ 特殊事例731参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

以下略（不変）

○ 426を横線のとおり改める。

426 住所の変更

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・429同時請求の取扱い 参照

* 住所を変更した旨の申出を受けた証券の印鑑票または氏名等届出書を滅紛失または汚染き損したときまたは当該印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当するときは、本項目によらず、印鑑票または氏名等届出書の再製手続のみ行う。

⇒ 印鑑票・氏名等届出書の更新と再製・428参照

⇒ 特殊事例731参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

以下略（不変）

○ 427-1①を横線のとおり改める。

事務手順	取扱要領
①受付	<p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p> <p>○ 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。 ● <u>印鑑票が長期未払印鑑票等に該当する場合には、特殊事例731または732を参照のうえ取扱うこと。</u></p>

以下略（不変）

○ 427-2①を横線のとおり改める。

事務手順	取扱要領
①受付	<p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p> <p>○ 自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。 ● <u>氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合には、特殊事例731を参照のうえ取扱うこと。</u></p>

以下略（不変）

○ 427の2-1①を横線のとおり改める。

事務手順	取 扱 要 領
①受付	<p style="text-align: center;">∫ 略(不変) ∫</p> <p>○ 自店備付けの印鑑票から、当該相続財産管理人または相続財産清算人が管理する記名国債証券にかかる印鑑票を抜き出す。</p> <p>● <u>印鑑票が長期未払印鑑票等に該当する場合には、特殊事例731または732を参照のうえ取扱うこと。</u></p>

○ 427の2-2①を横線のとおり改める。

事務手順	取 扱 要 領
①受付	<p style="text-align: center;">∫ 略(不変) ∫</p> <p>○ 自店備付けの氏名等届出書から、当該相続財産管理人または相続財産清算人が管理する記名国債証券にかかる氏名等届出書を抜き出す。</p> <p>● <u>氏名等届出書が長期未払印鑑票等(機械化分)に該当する場合には、特殊事例731を参照のうえ取扱うこと。</u></p>

○ 428-3を横線のとおり改める。

428-3 印鑑票の再製

記名国債証券印鑑票を滅紛失またはもしくは汚染き損したときまたは長期未払印鑑票等（機械化分）にかかる支払請求もしくは各種請求を受けたときは、次により速やかにその再製手続をすすむ行う。

* 元利金の支払、~~各種の請求・届出の受付は、~~印鑑票の再製手続がすべて終わった後でなければ取扱うことはできない。~~ただし、証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、これらの手続を印鑑票の再製手続と同時に進めてよい。~~

* 支払場所変更請求、記名変更請求、証券・利賦札滅紛失の届出、汚染き損証券引換の請求または記名者の行為能力に関する届出は、これらの手続を印鑑票の再製手続と同時に進めてよい。ただし、印鑑票の書換えについては、印鑑票の再製手続がすべて終わった後に行う。

* 略（不変）

事務手順	取扱要領
①記名者への連絡	<p style="text-align: center;">∫</p> <p style="text-align: center;">略（不変）</p> <p style="text-align: center;">∫</p>
②印鑑票の作成など	<p>○ 提出された証券により、印鑑票用紙に支払場所・記名者の氏名・証券の要項を記載し、印鑑欄に届出印の押印を受ける。</p> <p>* 略（不変）</p> <p>* 略（不変）</p> <p>* 略（不変）</p> <p>* 略（不変）</p> <p>* <u>印鑑票用紙の記載内容につき不明点等があるときは、業務局営業・国債業務企画グループに照会し、その指示により取扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">∫</p> <p style="text-align: center;">略（不変）</p> <p style="text-align: center;">∫</p> <p>○ 遺族国庫債券（13号以降）の印鑑票である場合には、当該印鑑票の上部余白に「支払場所変更時には、見本証券と一体で移管」の文言を朱記する。</p> <p>○ <u>長期未払印鑑票等（機械化分）を再製した印鑑票である場合には、当該印鑑票の上部余白に「長期未払印鑑票等（機械化分）の再製分」の文言を朱記する。</u></p> <p>⇒ <u>特殊事例731参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い</u></p>

③業務局への確認依頼

- 証券を記名者へ返す。
- 印鑑票を滅紛失またはもしくは汚染き損した事由または長期未払印鑑票等（機械化分）を再製した印鑑票である旨を記載した記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書を作成し、再製した印鑑票と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。

∫
略（不変）

④業務局からの確認済印鑑票などの受入

- 業務局から再製確認済の印鑑票の送付を受けたときは、次のことを確かめる。
 - 自店あてのものであるか
 - 印鑑票が長期未払印鑑票等（機械化）であり、かつ、印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、該当する見本証券（印鑑票等毎配付分）が添付されているか
 - 記名国債証券印鑑票等送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか
 - * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票等送付書に代えて国債証券類送付書が送付される。
 - 印鑑票に再製確認済の表示があるか
 - * 略（不変）
 - * 略（不変）
- 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示したうえ、これを速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
 - ⇒ 略（不変）
 - * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票等受領書に代えて国債証券類受領書に受領日付を表示したうえ、速やかに送付元へ送付する。

以下略（不変）

- 428—4を横線のとおり改める。

428-4 氏名等届出書の再製

氏名等届出書を滅紛失またはもしくは汚染き損したときまたは長期未払印鑑票等（機械化分）にかかる支払請求もしくは各種請求を受けたときは、次により速やかにその再製手続をする行う。

* 元金の支払、各種の請求・届出の受付は、氏名等届出書の再製手続がすべて終わった後でなければ取扱うことはできない。ただし、証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、これらの手続を氏名等届出書の再製手続と同時に進めてよい。

* 支払場所変更請求、記名変更請求、証券・利賦札滅紛失の届出、汚染き損証券引換の請求または記名者の行為能力に関する届出は、これらの手続を氏名等届出書の再製手続と同時に進めてよい。ただし、氏名等届出書の書換えについては、氏名等届出書の再製手続がすべて終わった後に行う。

* 略（不変）

事務手順	取扱要領
①記名者への連絡	<p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p>
②氏名等届出書の作成など	<p>○ 提出・呈示された証券・本人確認書類により、氏名等届出書用紙に支払場所・記名者の住所・氏名・証券の要項を記載する。</p> <p>* 略（不変）</p> <p>* 略（不変）</p> <p>* 略（不変）</p> <p>* <u>氏名等届出書用紙の記載内容につき不明点等があるときは、業務局営業・国債業務企画グループに照会し、その指示により取扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">∫ 略（不変） ∫</p> <p>○ 氏名等届出書の上部余白に「○年○月○日再製日本銀行○○代理店」と表示し、本人確認書類の記録事項を記載する。</p> <p>⇒ 略（不変）</p> <p>* 略（不変）</p> <p>○ <u>長期未払印鑑票等（機械化分）を再製した氏名等届出</u></p>

書である場合には、当該氏名等届出書の上部余白に「長期未払印鑑票等（機械化分）の再製分」の文言を朱記する。

⇒ 特殊事例 7 3 1 参照・長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

③ 業務局への確認依頼

- 証券・本人確認書類を記名者へ返す。
- 氏名等届出書を滅紛失またはもしくは汚染き損した事由または長期未払印鑑票等（機械化分）を再製した氏名等届出書である旨を記載した記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書を作成し、再製した氏名等届出書と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。

∫

略（不変）

∫

④ 業務局からの確認済氏名等届出書などの受入

- 業務局から再製確認済の氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめる。
 - 自店あてのものであるか
 - 氏名等届出書が長期未払印鑑票等（機械化分）であり、かつ、印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、該当する見本証券（印鑑票等毎配付分）が添付されているか
 - 記名国債証券印鑑票等送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか
 - * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票等送付書に代えて国債証券類送付書が送付される。
 - 氏名等届出書に再製確認済の表示があるか
 - * 略（不変）
 - * 略（不変）
- 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示したうえ、これを速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
 - ⇒ 略（不変）
 - * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票等受領書

に代えて国債証券類受領書に受領日付を表示したうえ、速やかに送付元へ送付する。

以下略（不変）

- 429を横線のとおり改める。

429 同時請求の取扱い

- 記名国債証券の各種請求において同時に異なる請求・届出を受けたときは、それぞれの請求書・届書等を提出させ、同時請求として取扱う。

記名国債証券各種請求の同時請求一覧

∫

略（不変）

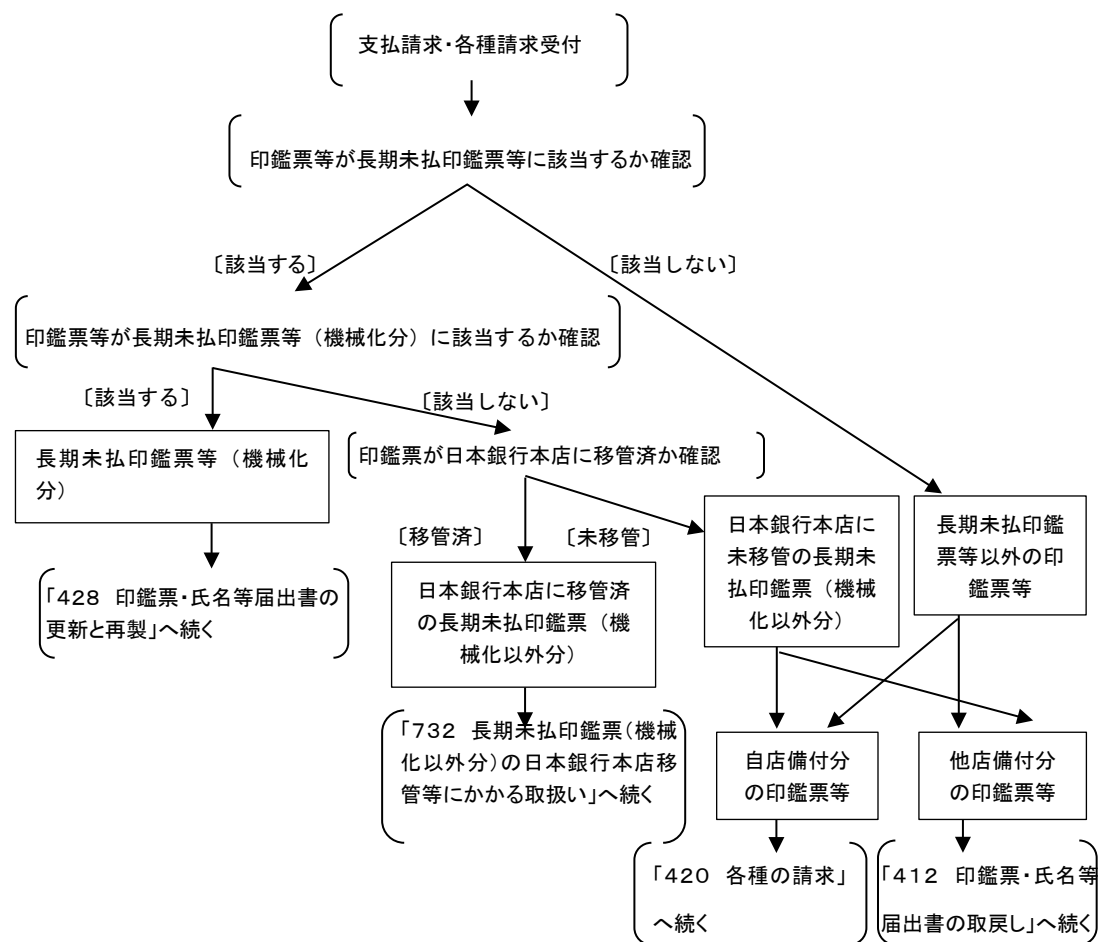
∫

- 同時請求の取扱いにあたっては、次の点を除き、各種請求に基づく個別事務の取扱いを併せて行う。
 - * 各種の請求・届出にかかるとより取戻す印鑑票が日本銀行本店で保管する長期未払印鑑票（機械化以外分）である場合にときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。
 - ⇒ 長期未払印鑑票（機械化以外分）については、412①参照
- 730を次のとおり改める（全面改正）。

730 長期未払印鑑票等の取扱い

あらし

- 自店備付けの印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合^(注)には、用済分として整理保管する。長期未払印鑑票等（機械化分）にかかる支払請求・各種請求を受けた場合には、印鑑票等を再製のうえで支払請求・各種請求に応じる。
- 自店備付けの印鑑票が長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当する場合^(注)には、日本銀行本店に移管することができる。日本銀行本店に移管済みの長期未払印鑑票（機械化以外分）にかかる支払請求・各種請求を受けた場合には、速やかに業務局国債証券業務グループに連絡のうえ、その指示に従う。
- 支払請求・各種請求の受付において、印鑑票等が長期未払印鑑票等に該当する場合の事務フローは以下のとおり。



(注) 印鑑票等が長期未払印鑑票等に該当するかどうかは、国債便覧により、最終支払期日到来後20年以上経過していることを確認することにより行う。

7 3 1 長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い

長期未払印鑑票等（機械化分）については、次のとおり取り扱う。

⇒ 長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する印鑑票等にかかる記名国債証券については、国債便覧および「最終支払期日から20年以上経過した記名国債証券一覧」参照

事務手順	取 扱 要 領
① 長期未払印鑑票等（機械化分）の整理保管	<p>○ 自店備付けの印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合（滅紛失元利金支払通知書を添付したものおよび後記④により再製したものを除く。以下731において同じ。）には、国債名称ごとに区分したうえ、用済分として整理保管する。</p> <p>* 滅紛失元利金支払通知書は、元利金の支払請求時に同通知書の下部に付属している滅紛失利賦札元利金（償還金）領収証書（請求者が必要事項を記載し、届出印を押なつ（届出印廃止分以外の場合のみ）したもの）と引換えに元利金を支払うことになることから、継続保管する必要がある。このため、該当の印鑑票等が長期未払印鑑票等（機械化分）に該当する場合でも、同通知書を添付して該当の印鑑票等を継続保管することになる。</p> <p>● 委任状については、該当する長期未払印鑑票等（機械化分）に添付したまま整理保管したのち、当該印鑑票等とともに廃棄する。</p>
② 見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付	<p>○ 長期未払印鑑票等（機械化分）が印鑑票等（見本証券添付分）に該当する場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）を業務局国債証券業務グループへ送付する。</p>
③ 長期未払印鑑票等（機械化分）の支払請求・各種請求の受付	<p>○ 長期未払印鑑票等（機械化分）にかかる支払請求または各種請求を受けた場合には、印鑑票等の再製を行う。</p> <p>⇒428-3②から④まで参照 印鑑票の再製</p> <p>⇒428-4②から④まで参照 氏名等届出書の再製</p>
④ 再製した長期未払印鑑票等（機械化分）の取扱い	<p>○ 前記③により再製された長期未払印鑑票等（機械化分）については、231①によらず、231②から④までにより取扱う。</p> <p>○ 再製日から20年以上経過後も、その利賦札の全部または一部について未だ支払がされないものについては、前記①の長期未払印鑑票等（機械化分）に準じて用済整理する。</p>

7 3 2 長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店移管等にかかる取扱い

事 務 手 順	取 扱 要 領
① 移管希望の申出	○ 長期未払印鑑票（機械化以外分）の日本銀行本店への移管を希望する場合には、業務局国債証券業務グループに対し、移管を希望する旨および移管を希望する印鑑票の枚数を連絡する。
② 業務局からの移管日の連絡および移管に関する取扱いの指示	○ ①の連絡後、業務局国債証券業務グループから、移管日の連絡ならびに長期未払印鑑票の移管届（以下「移管届」という。）および長期未払印鑑票（機械化以外分）の提出にかかる具体的な取扱いの指示を受ける。
③ 移管届および印鑑票の提出	○ 移管日に、移管届および移管を希望する印鑑票を業務局国債証券業務グループに提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 郵送による提出の場合には、移管日に発送する。 ● 印鑑票の提出にあたっては、当該印鑑票が長期未払印鑑票（機械化以外分）に該当することを確実に確認する。 ● 最終支払期日到来後20年以上経過していることの確認は、国債便覧により、最終支払期日から移管日までの経過年数をもって行う。
④ 移管済みの長期未払印鑑票（機械化以外分）の支払請求・各種請求の受付	○ 日本銀行本店に移管済みの長期未払印鑑票（機械化以外分）にかかる支払請求もしくは各種請求を受けた場合または印鑑票等取戻通知書の送付を受けた場合には、速やかに業務局国債証券業務グループに連絡のうえ、その指示に従う。

(参考)

最終支払期日から20年以上経過した記名国債証券一覧

【令和7年2月28日現在】

国債名称 ^(注1) ^(注2)	記号
第四回特別給付金国庫債券	い号からそ号まで
第五回特別給付金国庫債券	全て
第六回特別給付金国庫債券	全て
第七回特別給付金国庫債券	全て
第八回特別給付金国庫債券	全て
第九回特別給付金国庫債券	全て
第十回特別給付金国庫債券	い号からぬ号まで
第十一回特別給付金国庫債券	全て
第十二回特別給付金国庫債券	全て
第十三回特別給付金国庫債券	い号からる号まで
第十四回特別給付金国庫債券	い号からと号まで
第十五回特別給付金国庫債券	全て
第十六回特別給付金国庫債券	い号からと号まで
第十七回特別給付金国庫債券	い号からろ号まで
第十九回特別給付金国庫債券	い号からろ号まで
特別弔慰金国庫債券	に号
第二回特別弔慰金国庫債券	全て
第三回特別弔慰金国庫債券	全て
第四回特別弔慰金国庫債券	全て
第五回特別弔慰金国庫債券	全て

(注1) 消滅時効が適用される記名国債証券を除く。

(注2) 機械化以外分の記名国債証券を除く。

移行措置

代理店は、2025年2月28日時点で自店備付けの印鑑票のうち長期未払印鑑票等（機械化分）に該当するもの（日本銀行本店業務局（国債証券業務グループ）において集中保管しているもの、滅紛失元利金支払通知書を添付したものでおおよび2025年2月28日時点で償還金の支払請求または各種の請求・届出を受けており手続中のものを除く。）について、2025年2月28日をもって用済分として整理する。